

Title	ギロチン社とその人々(その一): 日本アナキズム運動史料(1)
Sub Title	The Guillotine-sha and its people (1) : documents of anarchist movement in Japan (1)
Author	小松, 隆二
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1973
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.66, No.4 (1973. 4) ,p.217(33)- 224(40)
JaLC DOI	10.14991/001.19730401-0033
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19730401-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ギロチン社とその人々 その(一)

—日本アナキズム運動史料 (1)—

小松 隆二

はじめに

ギロチン社=分黒党が活動を展開したのは、主に大正末期、とりわけ1923年から24年にかけてである。その関係者や事件については、いまだに不鮮明な部分が少ない。私自身何度かそれにふれながら、乏しい資料に依拠したため、しばしば事実からかけはなれた解釈と叙述を行なってきた。その後、新しい資料にふれる機会をえるたびに、その集団や事件の実態が少しずつ鮮明になってきたような気がしている。本稿では、その集団と事件の輪郭を明らかにしつつ、それについての資料のいくつかを紹介することにした。

そもそもギロチン社は、わが国の社会運動史ないしはアナキズム運動史において、どのような位置を占めるものであろうか。

当局や当時のジャーナリズムのように、運動史・思想史の流れとは無縁の、たんなる犯罪集団やテロリスト集団として片づける見方が一方にある。それとまったく反対の極に、それを明白にアナキズム運動そのものとみる見方がある。ここでは、そのようにどちらか一方にわりきることにはしない。前者のように犯罪集団として運動史から抹殺することも、後者のようにアナキズム運動とまったく同一視ないしは混同することも十分納得的ではないと考えるからである。

たしかに、ギロチン社自体数々の法にふれる行為をくりかえしている。強奪や殺人までおこなっている。この点を強調すれば、前者の見方におちいるだろう。他方で彼らは、アナキズムにもっとも親近感をおぼえたとし、実際にアナキストを自覚したものもいた。この点

に注視すれば、後者の見方に近づくことになるだろう。しかし、彼らおよびその集団は、たんなる犯罪人でも無頼の集団でもなかった。またアナキストそのものでも、アナキズムを掲げる集団でもなかった。

彼らは一つの理想社会を夢み、革命を志向していた。その行動原理もアナキズムの原則にきわめて近接するものであったこともたしかである。それでいて、彼らは厳密には自らがアナキストと同一でないこともよく承知していた。実際に運動上もアナキズム陣営に完全に同化しきることはできなかったのである。しかし、そのような点を考慮しつつも、なお彼らをアナキズム運動史から排除することはできないだろう。なによりも、当時のアナキストが彼らの行為を批判するよりも、共感と同情をもってうけいれたことも、彼らをアナキズム運動に無関係なものとしてみすごしにできないことを示している。むしろ大正末期の社会状況とそれの上になつたアナキズム運動が、ギロチン社を生みおとす基盤をもっていたと考えるべきであり、テロリズムが現在すでに過去のものとなっているとしても、それを過去のアナキズム運動とも無関係なものとして排除することはできないだろう。

そこで、本稿ではまずギロチン社の実態を明らかにすることに意を払うこととし、そののちにそれとアナキズムないしはアナキズム運動との関係を明らかにする作業にすすむことにしたい。

1. ギロチン社の成立と性格

ギロチン社結成の発端は、埼玉県南埼玉郡綾瀬村上運田にあった古田大次郎、渡辺善寿、長島新らの「小

注 *本稿は、その多くを森長英三郎氏や法政大学大原社会問題研究所の所蔵する資料に負っている。

**引用文については、筆者の判断でカタカナをひらがなにかえたり、句読点を付加したりする場合がある。

作人社」における中浜哲と古田大次郎の邂逅にある。それは1922(大正11)年2月のことであった(この経緯については、古田『死の懺悔』(春秋社、1968年版)および小松隆二「中浜哲の思想と生涯」(『国家論研究』第3号、1973年)をみよ)。それを機に2人の意見は急速に接近した。既成の運動に疑問を抱き、一気にテロリズムにまで到達する地点における接近であった。その合意にたつたのは同年4月頃のことであった。

2人の間で最初のテロルの対象としてひそかに選定されたのは、来日中のイギリスのウェールズ王子であった。これは失敗に終るが、そのあと、小作人社の活動にみきりをつけた古田と中浜は、小作人社を渡辺に託して上京する。

中浜はまず牛込区神楽町1丁目、ついで戸塚町源兵衛に居をかまえた。そこにはたえず若い(危険な)運動家がたむろしていた。中浜のほか、倉地啓司、仲喜一、河合康左右らが同居したり出入りしたりした。いずれも家庭的に、あるいは経済的に恵まれない境遇をくぐってきているため、すぐに親近感を抱きあった。その家で、いつとはなしにそこにたむろする自分たちの集まりを1つの集団とみなし、その名称として「ギロチン社」を採用することになった。

といっても、その名称は十分審議された末に決定されたものではなかった。統一した運動上の確認があったわけではないので、もともと名実ともに納得的な名称はえられるはずもなかったのである。したがって、加入や脱退にさいしても、手続きやうるさい約束ごとが必要だったわけでもない。誰かが誰かに義務を負うわけではなく、むしろ共同生活的な寝ぐらのようなものであった。それにリーダーや幹部も正式には一人もいない。すべてのものが同一の資格でかかわるのである。ただ集団生活や集団活動のなかから、おのずから中心的人物ないしは影響力のつよい人物が浮きぼりされてくるのは、仕方のないことであった。中浜や古田や河合がそのような人物にあたる。それにしても、中浜や古田は、自身では必ずしもリーダーを自覚していたとはいえない。そこにギロチン社の特徴と弱さの一面もよみとることができるだろう。

この性格は大阪に移って「分黒党」などの名称を使うようになってからもかわらなかつた。たとえば、伊藤孝一は「分黒黨員なりや」という問にたいして、「私は分黒党へ這入って居る様な這入って居らぬ様な風で、何れにも考へられぬので、自分としても判りませぬ」(『訊問調書』1924年4月1日)と答えているし、河

合康左右も「分黒党と云う名前は僕が中浜と一諾に使ひ出した言葉ですが、別に分黒党と云ふものがある訳ではないのです」(『第4回訊問調書』1924年2月21日)と答えているほどである。

そのため、思想団体なら当然有しているはずの綱領も宣言も規約もなかつた。ただ現状に不満を抱き反逆の血をたぎらせて革命を志向しつつも、既成の変革運動にもあきたらぬというていどの大雑把な姿勢において共通点が存しているだけであつた。その共通の不満の結晶は、個々反権力の視点にたつアナキズムに近接するものであつたといえるが、彼ら自身も、仲喜一のように総同盟出身のものをもふくめ、反逆の思想であるアナキズムの立場に近いことを自覚していた。伊藤のように「強いて私の主義を申せば哲学的個人主義とでも申すので所謂A(アナキズム)に属するものであります」(『訊問調書』1923年4月1日)というのが、彼らの代弁でもあつたといつてよいだろう。

このようにして、戸塚町源兵衛で集団をなしたギロチン社は、1923年3月、一斉検挙にあつた。その間に、一人だけ検挙を免れた中浜は住居を東京市外北千住牛田に移した。そこには中浜のほか、古田、田中勇之進(白樺)、倉地、河合、仲、上野克己らが同居するようになった。ここで新たに加わつたものも、家庭的にも経済的にも恵まれず、資本主義社会の生みだす矛盾をいやというほど味わわれてきたものたちであつた。それだけに、人間的にも思想的にも接近するのは早かつた。ただ、そこも手狭になつたので、5月ころ、中浜が中心になつて住居を横浜市東神奈川青木台町に移した。

さらにその年の6月から8月にかけて、彼らは大阪方面に活動の本拠を移した。そしてその地で現在ギロチン社事件とか、分黒党事件として知られている数々の事件を惹起することになる。ただ、大阪に移つてからは、ギロチン社という名称はほとんど使用されなくなり、かわつて各自が自由に分黒党、東洋ギロチン社、青年五月党、YR社などの名称を使用する。もっともよく知れわたっている分黒党にしても、その1つにすぎなかつたので、人によってはその名称の意味を相違してうけとめるといった状態であつた。中浜は分黒党が「露西亜革命の初期に於ける虚無主義の団体にて(黒土)を領ち与へよと云ふ意義であります」というのに、河合は「我々の如く無政府主義に共鳴したものは黒と云ふ物を使ふから黒から分れて出たものと云ふ意味で我々が分黒党と云ふ名前を考へ出して使つたので分黒党と云ふ事を使ひ出したのは三越の時が最初です」

(いずれも「訊問調書」という具合である。ただ、その集団の中心人物である中浜と河合が分黒党の名称をよく使ったこと、しかもその2人が比較的早く逮捕されていることから、分黒党という名称が当局からは全体の代表名として使われることになるのである(逮捕された直後、当局が中浜と伊藤にたいして「恐喝現行犯人逮捕手続書」において使用した肩書は、前者が分黒党主領、後者が分黒党党员であった)。

活動についてはのちに詳しくふれるが、東京・大阪時代をとわず、彼らがもっとも数多く手がけた仕事は会社や名士まわりの〈リヤク〉であった。リヤクとは、いうまでもなく資本家や支配階級の一員に資金を強請し、運動や生活に利用することであるが、掠奪や略奪から転用された言葉といわれる。そのほか、東京時代には中浜らの自由労働者の組織化、大阪時代には強奪(小坂事件)や復讐ないしはテロル(田村正彦の家族などへの襲撃)が彼らの仕事としてつけ加わることになる。

それにそれらの活動は、その集団名と同じように集団全体の統一した方針や討議や決議によるものではなかった。規約も方針書もない集団だけに、相互の牽制・影響力のようなみえざる圧力以外に、統制も強制も義務もない集団であった。当局や資本家がテロリスト集団として危険視し、また一部のものが書いているように(江口漢『続わが文学半生記』1958年、春陽堂)、鉄のように、あるいは鬼のように冷酷な規律が存在したわけではない。ただ、この点は、1つの特色ではあるが、同時に集団の共通の理想や目的の欠如、それを達成するための努力や情熱の欠如、運動体としての組織性の欠如など、むしろ運動をすすめる上でのマイナス面のうら返してあったともいえる。

そのようなことから、参加者や共同生活者の数もたえず不定である。ほぼ全時期にわたって関係したのは中浜、古田、河合、仲、田中、倉地、伊藤、小西(次)ら、1時期のみ関係したのは後藤謙太郎、小田栄、上野克己、南義雄、小川義雄、内田源太郎、茂野栄吉、小西武夫、小西松太郎、阪谷貫一、逸見吉三、山田正一、篠部治之助、八木信三、新谷与一郎、川井筆松ら、また協力関係にあったのは和田久太郎、村木源次郎らであった。

2. ギロチン社の目標と活動

ギロチン社には文書になった綱領や規約がなかったことは、すでにふれた。では、そこには共通の理想や

目標も存在しなかったのであろうか。

もちろん、その集団の参加者各自が理想郷を描いたり、目標を抱くことはあった。中浜も、古田も、河合も調書ないしは手記で、ほぼ類似の理想社会を描いている。また〈支那〉に移住して新社会を建設するといういどの〈夢〉は、およそ実現性のないものながら、集団のなかで雑談的に話あわれることもあったらしい。しかし、集団全体として共通の理想郷や目標を描いたかどうかということになると、どうも疑わしい。河合も第2回調書(1923年11月6日)で、清水村の共同生活の思想について「絶望的の気持は大凡似通って居りますが、将来の理想実現に付ては合意はありません」と述べている。彼らが資本主義社会という現実の体制を転覆することを考えていたことは疑うよしもないが、その行きつく先も、またその方法も、一致した形のものがあったかどうかは、どうも判然としないのである。

ともかく、社会変革のために、旧来の方法、たとえば選挙一議会活動や地道な労働組合活動に希望をつなぐことができず、もっと直接的に効果・結果のあらわれる支配階級へのテロルやリヤクや強奪の利用にもっぱら関心をむけていった。たしかに、それらはすぐになんらかの結果・反応がでてくること、1時的には支配階級に大きな脅威を与えることはいえるが、長期的な視野や展望なしに行なわれる場合、その効果も意義もプラスに評価されずに終ることが少なくない。

その線にそって具体的に設定されたのが、イギリス王子、ついで当時の摂政宮へのテロルの計画であり、また銀行襲撃や復讐としてのテロルの行使であった。もっとも、イギリス王子および摂政宮へのテロルについては、実態は不明であり、幻の天皇制打倒計画といえぬこともない。関係者の調書や手記でも、天皇制への挑戦の問題はヴェールでおおわれて、われわれの目からは全く隔離された形になっている。

以上のようなギロチン社=分黒党の活動について、幻の天皇制打倒計画をのぞけば、大よそつぎの3つに分けることができるだろう。第1は〈リヤク〉、第2は強奪、第3は襲撃、つまり对人的に危害を加えることを意図した行為である。

〈リヤク〉行為 第1の〈リヤク〉は、ギロチン社=分黒党の全時期をつうじて利用されたもので、表面的にはもっとも主要な活動であった。とりわけ大阪時代には頻繁に、かつ大胆に行なわれるが、なかでも紡績会社(鐘紡、東洋紡、大阪合同紡など)とデパート(三越、

高島屋など)がもっとも多くリヤクの対象にされた。それについて、中浜は、デパートにかんしては「彼等の事業は畢竟資本家のみの虚栄欲を満足する一手段に外ならず」といちづけているが、紡績業についても、つぎのように理由づけをしている。

「現代に於て、労働者を完全に欺瞞し、徹底的に搾取してある資本主義的企業者の雄なる者は斯種紡績業者である。而して其当面の労働者が全て青春男女であり真に人生の花たる可き時代の膏血を貪られる所に、人間として、無産者として、且つ青年の一員として、痛切に義憤を感じたから働き掛けた次第であり、殊に斯業の改造を計り、其改革運動に参加したる理由の下に、臆首された失業者たる倉地、仲両君の先導が大いに便したからである」(前掲「獄中手記」)。

これはとってつけたような理由ではあるが、たとえ一方的なものであれ、なんらかの理由づけや正当化しうる根拠をみだした上で行為にうちこんだところに、彼らがたんなる犯罪者や無頼者と異なる意識にたっていたことをうかがわせる。

ただ、リヤクによる1回ごとの取得額は決して多くなく、しかもあるていどまわりつくせば、そうそう同じように成果があがるわけのものではない。対象にしても、方法にしても、いずれ限界につきあたらざるをえない。その結果、大阪合同紡取締役飯尾一二へのテロのような行為までとびだすし、あげくは彼らが「紡績界の巨頭」と目した武藤山治(直接的には森本一雄)へのリヤクによって中浜と伊藤が逮捕されてしまうことにもなるのである。なお、中浜と伊藤の取調べにたいする当局の「意見書」があるので、資料として紹介しておこう。ギロチン社関係者は総じて逮捕後も妥協的な自己批判はしていないが、ここでも「改悛の見込なく」と判断されていることが、彼らの逮捕後の姿勢をうかがう上で興味深いことである。

意見書

浜哲事 中浜哲 当28年
高田敏事 伊藤孝一 当26年

1. 犯罪発覚の原因 巡査天道巳之助外1名の逮捕及手続に基く恐喝現行犯
2. 前科の有無 無し
3. 犯罪の事実 大正13年3月26日より同月30日午後2時半頃の間大阪市西区江戸堀南通2丁目五番地大日本紡績連合会内実業同志会関西本部武藤山治方に於て同会理事森本一雄に対し吾々の標榜せる「分

黒党」と称せる虚無主義団に金沓万円を寄付する事となり居りて既に千円を受領し居れるを以て残金九千円を渡し呉れ若し要求に応ぜざれば会長武藤山治の存在を消す(武藤山治を殺す)と脅迫し同人を畏怖せしめ金二百円を交付せしめたるものなり

4. 犯罪の動機及情状 本人等は一定の生業なく無政府主義者にして常に党を組み営業師に這般の犯罪を敢行するものなり
5. 改悛見込の有無 本人等は改悛の見込なく敲罰の必要ありと信ず

本被告事件を按ずるに刑法第249条に該当するものと
思料す意見如之候也

大正13年4月1日

於川口警察署

司法警察官 警部佐々木好明

大阪地方裁判所 検事安達駿三郎殿

資金強奪 強奪は、〈リヤク〉のような少額の強請では生活や運動のためにさえ不十分であつたらう、震災の影響で〈リヤク〉そのものも成果をあげにくくなったときに、一気に大金をせしめる意図でもくろまれたものである。そのための机上の計画は何度かたてられるが、さいごは小西次郎がかつて浪速銀行に勤務した経験があつたので、それを生かして銀行にしばって計画が具体化されていった。もっとも、このさいもそれほど真剣に火急の必要性を認識して具体化されたものとはうけとめえない。さいごまでいざという段階ではいつも尻ごみするような状態であつた。ただ、古田の下阪が決行を可能することになった。河合によれば、古田は「思想に於てはボンヤリして居りました。1歩も情によって思想を枉げないと同時に、丸で反対に、情のために思想などを棄ててしまふやうなところもありました」(前掲「無期囚」)ということであるが、集団内部の動揺や対立を知り、かつ自身はリヤクなどに加わっていなかったことから、「情」と「信義」とたてなおしのために、自ら実行行為をかってでたものであつた。その結果、実行に移されたのが小坂事件として知られる行為であつた。しかも、これは、ギロチン社唯一の強奪行為であつたが、殺人まで惹起して失敗に終つたことで、同グループを地下に追いやり、解体への重大な契機につながる事件となるものである。

その強奪の対象としてしぼられたのは、第十五銀行玉造支店小坂派出所で、決行の日は1923年10月16日であつた。最終的に決行が確認されたのが当日の朝とあ

って、現地参加者は古田、小西、小川義雄、内田源太郎の4人、うち小西は行員の浅田卯之助と顔見知りであったこともあって、自転車ではなれた所で待機して、盗品を運搬する係であったので、実際のことにあたるのは3人であった。その4人が出発したあと、決行を知った河合と茂野栄吉もかけつけ、確認役として遠くからつきそう役割をになった。午後4時ころ、大阪市外小坂町(現東大阪市)の大軌電車小坂停留場から少しはなれた路上(当時の中河内郡布施村大字菱屋西の路上)で待ちぶせ、小坂派出所主任角田芳蔵と浅田卯之助を襲った。ところが、角田らの意外につよい抵抗にあって、古田が威嚇用に用意していた七首で角田を刺殺するという思いがけない筋書となった。あわてた彼らは、角田が死守したケースの方は奪えぬまま、手さげ鞆のみ奪って逃走した。

これが小坂事件であった。彼らはいったん隠れ家に逃げ帰ったものの、ほどなく小西、小川、内田の3人と、河合、茂野の2人が天満警察署に逮捕された。この事件については古田の前掲「死の懺悔」および「死刑囚の思い出」(1930年、大森書房)、河合の「無期囚」(1934年、豊橋文学社)にくわしいが、ここでは事件で重要な役割を演じた1人である小西の「聴取書」(1923年11月1日)を、長文であるが、ひいて決行の経緯を紹介することにしよう。

「本年10月の初め私は米田実、小川義夫と共に中河内郡布施村大字足代方面に貸家を捜しに参りまして、実際私は足代に設け有る或銀行の店員出張所に金をくづしに参った事が有りましたが、丁度其頃私等一同は収入金が漸へ非常に金に困って居た折柄でありましたから、左様な干係が足代村と云ふ処に単に1名の銀行員を派し置き多額の金銭等を取扱はしむるは頗る冒険な事と云ふ様な話が出て、一層其様に手許が苦しければ銀行員でも襲ってボツタクリでもやろうかと云ふ話が出ましたが、足代の出張所は電車の停留場付近を付近に人力車の帳場等あり、到底仕事は出来まいと云ふ事で之を見合せました」。

「其話があった後約1週間位経過した頃と思ひます。米田実は藤井久宅に於て足代銀行は工合が悪いから小坂停留所付近に十五銀行の店員派出所あり、而して其場所は少しく停留場から距離があるのみならず、其前に人通りの少ない淋しい道があるからあの銀行ならば此間の話の実行は出来ると云ふ事を申し出したのです。

其話を致します頃、私、小川、陸野等が居合せま

したが、それでは一つ実行しやふと云ふ事になり、兎も角やるにしてもやらぬにしても現場及現場付近を一応調べ置く必要があると云ふ事になり、私、米田、小川、陸野の4名は何れも10月10日前後に各人別に其小坂の出張所付近を研究に参りました。

私が行ったのは10月10日前後でありましたが、其際停留場より銀行出張所に行く途中に於て、私が曾て浪速銀行に在職中面職ありし浅田卯之助氏が外の1名の捜せた銀行員と共に鞆を持って帰途に就かれるのと出会しました。

其時私は初めて其出張所員が浅田卯之助外1名であると云ふことを知ったのであります。

「其後2、3日の間に私、米田、小川、陸野の間に於て愈々其ボツタクリを実行する話を遂げ、そして私は銀行員と面識ある干係上ボツタクリの実行行為を為さず自転車を用意して少し離れた処で待ち受け居り実行行為者が獲物を持って来た場合に之れを持って逃げ、実際の実行行為は米田実、小川義雄、陸野政雄の3名が其任に当たると云ふ事に大体の役割を定めました。そして其計画で10月14、5日頃藤井久宅にて同居の河合康左右、重野栄吉等に話しました処、兩名は別に私の計画に対して反対意見を述べませぬでした」。

「大正12年10月16日銀行員の帰路を擁して其の携へ居る鞆のボツタクリを決行する事に決めたのであります。其日私は兼ての計画に従ひ玉造警察署の隣家の貸自転車屋より自転車一台を借り受け午後3時頃小坂の銀行出張所付近に参りました。そして其付近を一週しました処「ボツタクリ」実行行為の担当者なる米田実、小川義雄、陸野政雄の3名は勿論、河合康左右、重野栄吉等も現場に付近に来合せて居りました。私は私の待合場所に当る松林を選んだのであります。そして其松林の東端に自転車を置き、西端の道路に沿ふた付近に来て待合せて居りました。然るに実行行為担当者中の陸野政雄は銀行出張所の方より風呂敷包を持って馳け来たり、それを私に渡して北方に逃走しましたが、私は風呂敷包を取ると共に松原に這入り其中程で包を解き中を調べました処が、鞆が現はれ其中に新聞紙の外5円の貯蓄債券3枚、10円の勸業債券6枚都合額面75円のものが入り込んで居りました故、それを外部のポケットに入れ自転車を乗りて小坂停留所の付近より東に馳り北に折れ放出に出てそれより清水村の藤井の宅に帰りました」。

「私が帰宅した頃迄1名の同居者も帰って居りませぬでした。私は直ぐ其晩自宅を立ち出て桜橋の鳥屋で夕食を取り、それより難波新地の梅鉢と云ふ貸座敷に登り「メ丸」と云ふ娼妓を聘して一夜を過ごし翌日17日の朝道頓堀の「アイオイ」と云ふカフェーで朝食を取って居りました。

戦線同盟の五十嵐、大串、東原が同カフェーに来り、小坂に銀行員殺の事件あり、而して警察にては其犯人を主義者とみて居る故、自宅にあっては面倒と思ひ出て来て居ると云ふ事を申してたのであります。

私はそれより帰宅しました処、陸野及重野、河合は居りましたが、米田と小川は帰宅せず、其翌日私は京都に陸野と共に其強奪した債券類を売却に参り、其晩は京都に宿泊し其翌日帰宅しました。

ここで使われている藤井久という偽名は、古田大次郎のものである。小西にしろ河合にしろ、当初は未逮捕の古田については口を閉ざして、藤井が古田であることをふせていた。小西の場合は、古田の存在を隠すために古田の役割・人物に米田実という偽名をわりあてているが、もともと米田実や木野京太郎という偽名は田中勇之進が使っていたものであった。ほかにここで使われている陸野政雄または陸野広は内田源太郎、重野は茂野のことであるのはいうまでもない。

この事件では、河合と中浜の役割がとくに問題となるが、当局は事件全体を現場参加者4人に、河合と茂野の2人を加えた全員の共謀を前提として、遅れてかけつけた河合には「現場見張り役」、中浜には教唆の役割を負わせている。それにたいし、河合は調書や手記(『無期囚』)で、中浜も調書や獄中手記で当局のうけとめ方を一方的な見方として排除し、自らの役割が事件と直接関係ないことを強調している。河合は「小坂決行の当日は実業同志会へ来たので立寄って始めて本日決行と聞かされたのです。小西が問題に至って責任を逃れ古田に譲ってしまったので、古田がやることになりました。僕もだまって居れなかつたので助言しました。……それから出発後もジットして居れなかつたので、寝巻(この寝巻は警察にとられた筈です)のまま飛び出したのです。見張りのつもりでもなく、何の気なしに只ジットして居れなかつたのです」(前掲『無期囚』)と自分が事件と直接関係がなかつたことを主張している。中浜も「私は其頃、骨節神経痛及腎臓炎の爲め、仲君の看護の下に、須磨町板宿の寓居に病臥して居たのです。……其時とても、どんな方法で何時何処をやるのか私は全く、知らなかつたのです。其夜に入り小川、

茂野、古田君の順序で大阪の諸兄が私等の寓居にやって来て、始めて事件の真相を明らかにする事が出来たのです」(前掲『獄中手記』)と自己弁明をこころみている。

ところが、河合のごとく「小西は絶えず富岡に引きづられて、自分の心を伴ってまでも富岡から影響されるままに行動してみたことを認めるのです。小西の行動は全部、富岡の行動と見る程にも相互間の心理関係が密接だったのではないか。」「富岡は小西次郎を教唆したのです。古田、小川、内田を教唆したのではありません。小西が手軽なカッパライとしての足代出張所のことをいひだした時「じゃ君がやれ」といったのです」と中浜の教唆を認めるものが内部からでるくらいであった。しかも、河合は、あるときは「私は当日其団体の一員として見張りを致しました」(『調書』1923年11月3日)といい、中浜も「私が病氣とは言へ、安閑として遊んでいる間に他の諸君が運動に対して、しかく熱心に自主自発自決的に真剣にやったあの行為殊に古田君の悲愴な心状及勇敢な行動に対しては、今も尚衷心から敬服感謝の念を禁ずることは出来ません。若し此の崇敬の念が私の当時の教唆の感念に其源を発してある反射であるといふのならば、私は進んでその罪名を甘受しても少しも悔ゆる所はありません」(前掲『獄中手記』)といて、当局がつけいりやすい証言をしている。実際、このような発言や2人の状況が結局2人をも事件の中心人物の仲間にくみこませることを当局に可能にさせるのである。その結果、この事件への関与が最大の理由となって、古田と中浜は絞首台に、河合らは無期懲役に処されることになるのである。

復讐としてのテロル 第3の〈襲撃〉、すなわち復讐としてのテロルとしては、仲喜一による飯尾一二にたいするものと、田中勇之進による甘粕五郎にたいするものがある。いずれもギロチン社を動揺と混乱にみちびくほどの重大な意味をもつ事件であった。

仲による大阪合同紡取締役で、のちに東洋紡相談役になる飯尾一二にたいする襲撃の決行は、1923年9月12日のことである。その前夜、仲は田中勇之進と2人で飯尾の帰途を待ちぶせ、威嚇して金銭を強要するが、失敗した。かねての飯尾にたいする恨みもあり(1922年7月、大阪合同紡天満工場勤務中、争議に参加した。そのさい、会社側から暴力を見舞われたり、あげくは解雇された。それに経営者としての飯尾の態度にも不満を抱いていたという)、翌12日朝9時ころ、北区堂島中町本通りで、通勤途上の飯尾を狙撃のため待ちぶせるが、たまたま通勤

してきた東洋紡常務取締役庄司乙吉を飯尾と誤認して狙撃したのであった。同志の河合にしても、たんなる資金協力の拒否からの狙撃は考えられないので、仲が庄司を撃つ理由はなく、誤認によるものと、つぎのようにいっている。

「……出金を拒まれ撃ったとは考へられませぬ……」

仲は合同紡で職工をして居て解雇された恨があるとは東京に居る時から云って居ましたが、東洋紡には恨が無いと思ひます」(「訊問調書」1923年11月6日)。本人も逮捕後の訊問で「誤認」といい、当局も証人喚問などで確認の上、「誤認」と認定するにいたる。しかし、戦後仲は、もともと狙ったのは飯尾であったが、この件で誤認はない。やってきたのが飯尾でなく庄司であることを承知しながらも狙撃したと話したといわれる(『虚無党余録』『リベルテール』第21号、1971年8月)。飯尾をよく承知している仲が誤認するのもおかしいので、その解釈があたっているように思えるが、『リベルテール』の記事が伝聞による形式なので、ここでは断定はさけておきたい。

なお、この事件はもう一つの〈リヤク〉ないしは威嚇事件を誘導するが、その件は末尾(次回)の「予審決定書」の中の第一の(11)を参照されたい。

もう一つの田中による甘粕正彦の実弟五郎への襲撃の決行は1923年10月4日のことである。当時のある新聞は、この件を「甘粕大尉の弟兇漢に刺さる(未遂)——東京から入込んだ怪青年——」の見出しで、つぎのように報じている(『東京朝日新聞』1923年10月6日夕刊)。

「無政府主義者大杉栄を殺害した問題の甘粕憲兵大尉の実弟五郎(17)は目下三重県松阪中町岡寺の住職柏木智栄師に養はれ津中学の四年に在学し毎日汽車で通学して居るが、4日朝予定の如く午前7時29分発の列車に乗るべく松阪駅に至る途中、同町大字職人町清光寺裏に於て突然一兇漢の為に短刀にて背部より刺されんとした刹那、尾行中の松阪署の前田刑事が素早く兇漢を抱止めたので、五郎は危難を免れ兇漢は刑事の手を振切って逃走を企てたが、松阪駅前の運送店前に於て格闘の末漸く取押へ松阪署に引致、目下取調中だが、兇漢は22歳の青年で柔道2段と云ふの外警察署でも固く秘密にして居る。聞く所に依れば同人は3日午前東京より松阪に入り込み潜かに甘粕一族の消息を探つてゐたが、同夜は駅付近に野宿し4日早朝より付近で待伏せてゐたもので社会主義者の一味らしい。」

この行為の決意と決行にあたっての田中の心境は複

雑なものであった。田中自身によると、9月下旬に清水村のアジトに中浜、河合、小西らと集まった折に、酒を飲みつつ、彼は大杉の虐殺について、当局の冷酷な仕うちを憤慨する口吻をもたらした。ただ、そのときは下手人である甘粕の家族にたいするテロルまでは考えていなかったという。それから数日後、明石市の人丸神社の茶屋で中浜に甘粕の弟を暗殺するようにいわれるが、そのときにはもう憤慨したときのことは忘れていたくらいで、むしろ寝耳に水の感じをもったという。しかし、半面でこのさい決行してもよいという気持も片隅にあったという。すでにそのときには、中浜は、大杉虐殺関係の記事を、甘粕の家族にかんするものもふくめ、きりとりもっており、その対象もほぼ狙いをつけていたらしい。

中浜の役割がこのとおりであるとする、彼が田中に教唆なり命令を下したことになるかねないが、この点を中浜の口をかりるとつぎのようにかわる。

1923年9月28日、清水村のアジトで、田中は甘粕の家族への襲撃の意志のあることを口にした。そこに居あわせた河合、倉地らは、大杉らの虐殺には憤激していたものの、下手人といえどもその家族には罪はないとして、田中の発言につよく反対した。中浜のみは沈黙した。それが田中には中浜が暗に賛成しているとうけとめられたらしい。この間の心境を中浜はつぎのように記している。

「……思ひ出しては、所定めず『復讐したいものだなあ』と独言する様なことは間々有ったが、夫れかと言って、他人に強ひ懲瀆する様なことは決してなかったのです。」

9月下旬……運動の善後策を講ずるため、森小路の寓居に会し、今後の方法について種々話し合った後、突然田中君が

「甘粕の家族に何等かの形式で復讐することに依つて、当人に痛苦を与へたい」

と言ひ出したので皆はそれに反対の声を放ちましたが、独り私は沈黙を守つてゐたのでした。何となれば、其時私は夫れを自ら決行したい様な気持と、夫れを打消す気持とが半分宛、私の心境を彩つてゐたが、夫れかと言って、他人を犠牲にすることは尚更ら厭だつたからです。……

……それで私は言ひました。

『それ程まで君が決心してゐるのだったら、今更ら止めた所で無駄だらうから、自由意志に委せて、思ひ通りの行動を採つて見たが良からう。』……

ギロチン社とその人々(その一)

……私は幸に田中君も甘粕の弟も、同時に救はれたことを皆と共に喜び仮令田中君の自決的の此行為が不成功に終ったにしろ、死を賭した田中君の厳肅な気持と男らしい行動とに対して恥じない様に私も亦我々の理想目的の方に進んで行かうと心に誓ったのです。

是を要するに、田中君が決意を明かす以前所々に於て私が復讐を口走ったのは確かであるが、直接彼に向って予決書中に示すが如く、人丸神社境内茶屋、或は森小路の寓居で慫慂して強ひて決意せしめたといふことは全くなかったのです。……それ等は全然田中君の自主自発自決に基いたもので私が田中君を支配する権利もなく、又犠牲にする立場でもなかったのです。

然し、彼の自発的決意、彼の自決的行為に対しては、今も尚十分に崇敬の念を止めることは出来ません。若し此の崇敬の念が私の当時の教唆的感念に其源を發してゐる反射であるといふのならば、私は進んでその罪名を甘受して少しも悔ゆる処はありません。」(前掲「獄中手記」)。

このような田中と中浜の意見の相違にたいして、当局は田中の証言を採用し、中浜が教唆したと結論を下している。おそらくその判断はほぼまちがいないだろう。河合がつぎのように述べていることも、その判断の正しさをうらづけているといえるからである。

「更に甘粕復讐事件です。之は衆議を無視して、富

岡が只独断専行したもので、倉地、古田、僕の反対は強硬だったのです」(前掲「無期囚」)。

その真実はどこにあるかと、また周囲の空気がどうであろうと、ともかく田中の意志は決行に固まったわけであった。それにしても、外部からは田中が動揺し苦悶しているように見え、死ぬ覚悟をしているのではないかとさえうけとられた。そのため、彼が下見に松阪にでかけたときには、小西次郎がつきそい役として同行した。しかし、下見を終えても、田中は大丈夫そうなので、小西は決行前に一人で大阪にもどった。そのさい、白袴と号する歌人でもあり詩人もあった田中は、小西に「天に地に只1人なる愛し子の膝に手をおき魂極まれり」と「玉の緒の絶えなむとして見聞きし眼に物見えずあわれ母君」という辞世の歌を託して、覚悟のほどを示した。

その結果としての当日の顛末は先の引用のとおりである。本人が動揺している以上、計画が成功するわけもなかったが、あるいは当初から田中には刺殺するつもりはなく、たんにアナキストなり社会主義者の復讐の怨念を支配階級にみせつければ足りるという考えでのぞんだとも思える。

ともかく、襲撃は失敗に終り、田中はギロチン社最初の犠牲者になった。事件としては仲の襲撃よりもあとのものであるが、仲はいったん逃走するので、逮捕されるのはその年の11月に入ってからになるからである。(未完)

(経済学部助教授)